

熊取町国民健康保険 高額療養費自己負担限度額・食事療養費標準負担額一覧表 【令和8年8月から】

1. 70歳未満の人の高額療養費 自己負担限度額・食事療養費 標準負担額

所得要件 旧ただし書き所得(注釈1)	区分	自己負担限度額 (月あたり)	多数回該当 (注釈2)	年間上限	入院時食事療養費 標準負担額(1食)
課税世帯 901万円超	ア	$270,300円 + (総医療費(注釈3) - 901,000円) \times 1\%$	140,100円	1,680,000円	550円
課税世帯 600万円～901万円	イ	$179,100円 + (総医療費 - 597,000円) \times 1\%$	93,000円	1,110,000円	550円
課税世帯 210万円～600万円	ウ	$85,800円 + (総医療費 - 286,000円) \times 1\%$	44,400円	530,000円	550円
課税世帯 210万円以下	エ	61,500円	44,400円	530,000円	550円
住民税非課税世帯	オ	36,900円	24,600円	290,000円	270円 (注釈4)

(注釈1) 旧ただし書所得とは、「総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額43万円(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません。)」

なお、所得の申告がない場合は「ア」とみなされます。

(注釈2) 過去12か月以内に3回以上限度額に該当した場合の、4回目以降の限度額

同一都道府県内であり、かつ、世帯の継続性が保たれている(世帯構成が変わらない等)場合には、前住所地における高額療養費の多数回該当に係る該当回数が通算されます。

(注釈3) 保険適用の医療費10割分のこと

(注釈4) 過去1年間の入院日数が91日以上で、長期入院該当の認定を受けた場合は220円

2. 70歳以上の人の高額療養費 自己負担限度額・食事療養費 標準負担額

所得区分 住民税課税所得	区分	自己負担限度額(月額) (注釈1)		多数回該当 (注釈2)	年間上限	入院時食事療養費 標準負担額(1食)
		外来 (個人単位)	外来 + 入院 (世帯単位)			
課税世帯 690万円以上	現役並みⅢ	270,300円 + (総医療費(注釈3) - 901,000円)×1%	270,300円 + (総医療費 - 901,000円)×1%	140,100円	1,680,000円	550円
課税世帯 380万円以上	現役並みⅡ	179,100円 + (総医療費 - 597,000円)×1%	179,100円 + (総医療費 - 597,000円)×1%	93,000円	1,110,000円	550円
課税世帯 145万円以上	現役並みⅠ	85,800円 + (総医療費 - 286,000円)×1%	85,800円 + (総医療費 - 286,000円)×1%	44,400円	530,000円	550円
課税世帯 145万円未満	一般	22,000円 (個人外来年間上限 216,000円)	61,500円	44,400円	530,000円	550円
非課税世帯	低所得者Ⅱ	11,000円 (個人外来年間上限 96,000円)	25,700円	24,600円	290,000円	270円 (注釈4)
	低所得者Ⅰ (注釈5)	8,000円	15,700円	—	180,000円	130円

(注釈1) 70歳以上75歳未満の人は、「外来(個人単位)」の限度額を適用後に自己負担限度額を適用します。入院をした月の限度額は「外来+入院(世帯単位)」の自己負担限度額までの負担となります。

(注釈2) 過去12か月以内に3回以上限度額に該当した場合の、4回目以降の限度額

同一都道府県内であり、かつ、世帯の継続性が保たれている(世帯構成が変わらない等)場合には、前住所地における高額療養費の多数回該当に係る該当回数が通算されます。

(注釈3) 保険適用の医療費10割分のこと

(注釈4) 過去1年間の入院日数が91日以上で、長期入院該当の認定を受けた場合は220円

(注釈5) 世帯主および被保険者全員について、収入から控除額を差し引いたときに各所得がすべて0円となる被保険者(年金所得における控除額は826,500円として計算)